

村野家（天神前）の民具 —その3—

〔新指定文化財〕

柳窪にある村野家で収蔵する民具については、2カ年にわたり市の文化財保護審議会委員で民俗研究家の宮本八恵子先生に調査を依頼し、その成果を「村野家（天神前）の民具」と題して「くるめの文化財」第33号・第34号でお伝えしてきました。村野家の民具は、時代に応じて変化してきた生業や衣食住などの暮らしを物語る貴重な文化財であるとして、令和3年1月に東久留米市の有形民俗文化財に指定されました。

今号も宮本先生に寄稿いただき、村野家の「結婚式に関わる民具と文字資料」を紹介します。

1. 民具と文字資料との出会い

民具の聞き取り調査 民具の調査方法は、所有者や使用者からの聞き取りを基本とします。

名称、入手方法、使用年代、併用具など、個々の民具にまつわるさまざまな情報を聞き取って記録するのです。併せて、民具をつぶさに観察し、材質や寸法、製作方法、摩耗や褪色など使用の過程で生じた痕跡も記録にとどめます。

村野家の民具調査では、村野家五代目当主故村野啓一郎さんの妻村野美代子さんと長女のあやさん、そして、故啓一郎さんの妹の則子さんなどから貴重なお話をうかがうことができました。しかし、民具は、古いものでは江戸時代末期にさかのぼり、多くは明治、大正、昭和初期、新しくても昭和30年代頃に使用されたものです。したがって、語り手の皆さんは、先祖から伝え聞いてはいるものの、ほとんどの民具について、それが使用されていた当時をリアルタイムで経験されてはいないのです。

文字資料の活用 聞き取り調査は民具の情報を知るうえで欠かせぬものですが、限界があることは否めません。まして、令和時代となった今日では語り手を失った民具が各所で増えているのです。そうしたなかで、日記や帳簿などの文字資料及び古写真は、聞き取り調査で得られぬ情報を提供してくれます。モノ資料の民具と文字資料が出会うことで、そこから新たな見解が見えてくるのです。

今回は、明治31年(1898)の「荷送り状」を用いて民具の謎解きに迫った事例を紹介します。

2. 結婚式にまつわる荷送り状

盛大な結婚式 かつての結婚式は自宅で行われました。部屋の仕切りを外して広間とし、ここに大勢の客を招いたのです。

村野家では明治31年(1898)12月13日、三代目七次郎(明治8年～大正11年)の結婚式が盛大に挙行されました。当時は生業である糸繭商や飛白^{かすり}縞買継商が好況を呈した時代であり、妻となるマス(明治12年～昭和29年)は田無の元名主下田家の出身です。繁栄を極める村野家に名家からの嫁入りとあれば、その支度にも熱がこもりました。荷送り状を見ると、結婚式前日には東京日本橋から蓮根・長芋・鮮魚などの食材が俵や

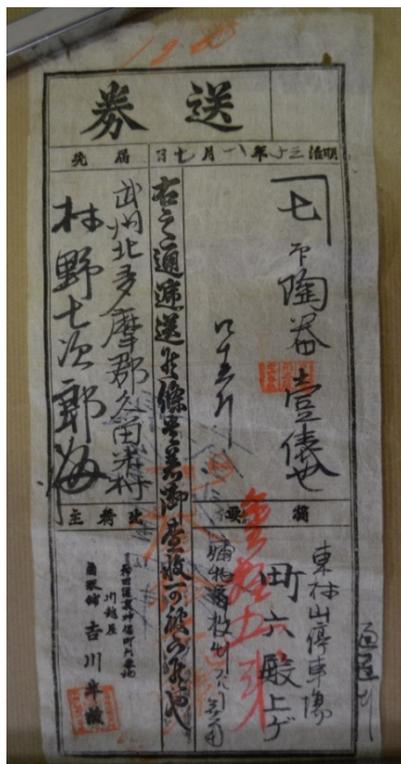
籠に詰めて届けられており、さらに、当日は所沢町の鮮魚店「手品屋」から鮮魚が届いています。「手品屋」は仕出しも行っていたので、当日は村野家に出向いて料理を担ったと思われます。

結婚式に調えられた飲食器 大勢の客をもてなすにはそろいの飲食器が必要であり、結婚式を機会にそれを新調する家が少なくありませんでした。『くるめの文化財 第33号』（2019刊）にも紹介しましたが、村野家では三代目七次郎の結婚式に備えて、明治31年12月に「角切七寸皿」と称する印判染付花車文の角皿【写真1】を100人前そろえています。

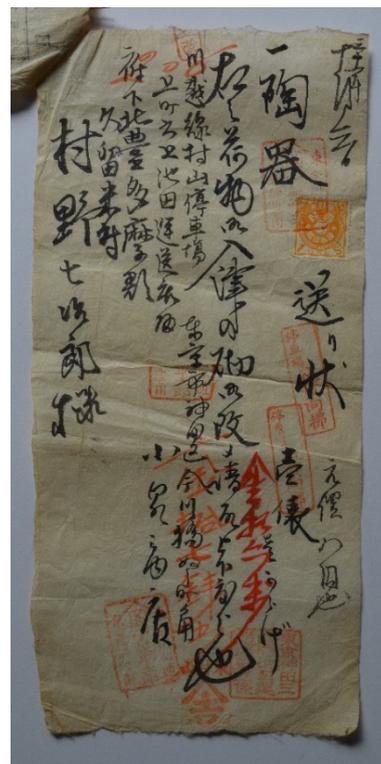


【写真1】角切七寸皿（印判染付花車文）

形状や文様から伊万里焼（有田焼）と考えられ、これを納めた木箱3合には、それぞれ「角切七寸皿 百人前 三箱之内」「明治卅一年拾貳月新調 村野七次郎」の墨書が施されています。荷送り状と照らしてみましょ。陶磁器購入の荷送り状は2通あり、うち1通は発送日が明治31年8月7日、荷物は「七 印陶器壹俵也」、出荷主は神田神保町の「川越屋 吉川半藏」です【写真2】。



【写真2】陶器の荷送り状
（明治31年8月7日）



【写真3】陶器の荷送り状
（明治31年10月3日）

陶器は陶磁器を意味すると考えられ、伊万里焼の角切七寸皿もその範疇ととらえることができます。しかし、角切七寸皿には「七」の銘は染め付けられていません。

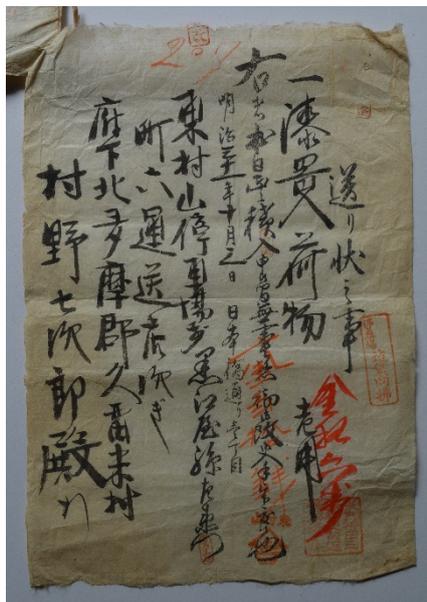
また、発送日が8月7日では墨書の「拾貳月新調」と隔たり過ぎます。よって、この荷送り状は角切七寸皿ではないと判断してよいでしょう。もう1通は発送日が明治31年10月3日、荷物は「陶器壹俵」、出荷主は神田今川橋の「小泉商店」、荷取扱所の「池田運送店」から「川越線村山停車場」（現西武新宿線東村山駅）で「町六」に荷継ぎされ、久留米村の村野家まで運ばれています【写真3】。「小泉商店」は荷送り状の朱印から店舗が神田今川通塗師町にあり、「池田運送店」は同じく朱印から神田三崎町の運送業者であることがわかります。また、「町六」は東村山停車場西口に店舗を構える大手の運送業者でした。荷送り状には「右之荷物御入津の砌御改メ請取被下度候也」の一文が記されています。「入津」とは船が港に入ることを意味しますので、この場合は神田川の河岸で船に荷積みされ、飯田町貨物駅で陸揚げ、ここより甲武鉄道（現JR 中央本線）で国分寺駅、さらに川越鉄道で東村山停車場に至ったと考えられます。その行程に、はたしてどのくらいの日数がかかったのでしょうか。推測の域を出ませんが、10月3日の発送であれば、村野家には遅くとも同月中には到着していたはずですが、やはり、墨書の「拾貳月新調」とは合致しません。

しかし、すでに到着していた荷物に結婚式挙げるの月を記したとも考えられ、少なくとも8月7日発送の荷物に比べれば、こちらの方が角切七寸皿に該当する可能性が高くなります。また、「陶器壺俵」は、その内訳こそ不明ですが、俵に詰めるのですからそれ相当の数量があったことは間違いなく、角切七寸皿の100人前にも匹敵するといえるでしょう。なお、前述した結婚式用の食材も、その荷取扱所はすべて「飯田町停車場前」の運送店、荷継所は東村山の「町六」であり、飯田町貨物駅を基点に貨車輸送されていたことがわかります。漆器では、手描きの菊模様と松葉模様の蓋付き吸物椀【写真4】に注目したいと思います。菊模様の吸物椀を納めたスギ箱は、そのうち2合に「吸物椀三拾人前 紅梅塗菊模様」、1合に「吸物椀三拾人前本溜内朱吸物椀 菊模様」の墨書が確認できます。また、松葉模様の吸物椀を納めたスギ箱3合には「吸物椀三拾人前 紅梅塗松葉模様」の墨書が施されています。いずれも年代が記されていませんが、3合で90人前となることから、これらも角切七寸皿と共に明治31年の結婚式に備えて新調されたものではないかと考えられます。漆器購入の「荷送り状」は2通あり、うち1通は発送日が明治31年10月3日、荷物は「漆器入 壺^困」、出荷主は日本橋通りの「黒江屋孫左衛門」、東村山停車場前の「町六運送店」が荷継ぎし、村野家まで運んでいます【写真5】。もう1通は発送日が明治31年11月20日、荷物は「漆器入 壺^困」で価格は「元價三拾五円也」、出荷主は同じく「黒江屋孫左衛門」です。荷継所は記されていません【写真6】。この2通は、いずれも荷物の到着が結婚式の間近であり、11月20日の発送では結婚式直前になったと察せられます。また、「壺^困」は1梱包を意味し、その価格は35円です。当時の小学校教員初任給はおおよそ8円でしたから（「戦後昭和史 - 小学校教員の初任給」HPより）、35円は相当の高額です。それでも購入を決めた背景には、三代目七次郎の結婚식을盛大に行いたいという思いがあったからではないでしょうか。菊模様と松葉模様の吸物椀は、その収納箱に年代の墨書こそありませんが、この2通の荷送り状から明治31年10月と11月に購入された可能性が出てきました。

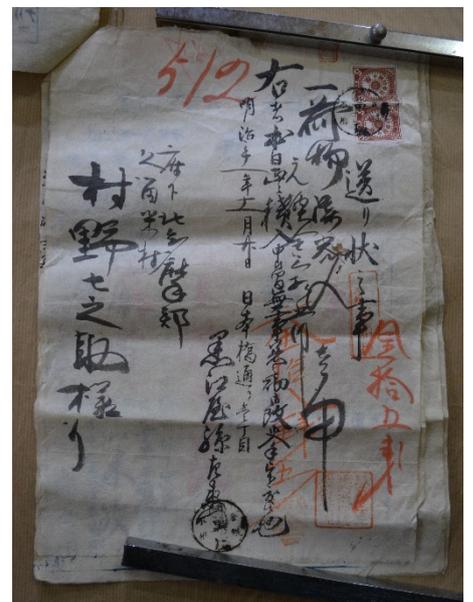


【写真4】 菊模様と松葉模様の蓋付き吸物椀

も年代が記されていませんが、3合で90人前となることから、これらも角切七寸皿と共に明治31年の結婚式に備えて新調されたものではないかと考えられます。漆器購入の「荷送り状」は2通あり、うち1通は発送日が明治31年10月3日、荷物は「漆器入 壺^困」、出荷主は日本橋通りの「黒江屋孫左衛門」、東村山停車場前の「町六運送店」が荷継ぎし、村野家まで運んでいます【写真5】。もう1通は発送日が明治31年11月20日、荷物は「漆器入 壺^困」で価格は「元價三拾五円也」、出荷主は同じく



【写真5】 漆器の荷送り状
(明治31年10月3日)

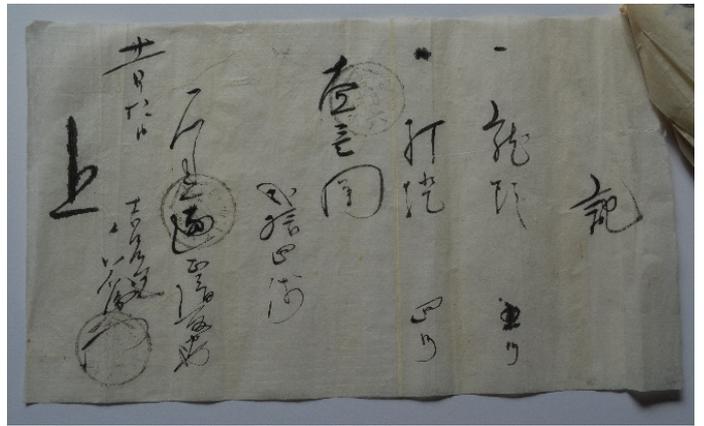


【写真6】 漆器の荷送り状
(明治31年11月20日)

「黒江屋孫左衛門」です。荷継所は記されていません【写真6】。この2通は、いずれも荷物の到着が結婚式の間近であり、11月20日の発送では結婚式直前になったと察せられます。また、「壺^困」は1梱包を意味し、その価格は35円です。当時の小学校教員初任給はおおよそ8円でしたから（「戦後昭和史 - 小学校教員の初任給」HPより）、35円は相当の高額です。それでも購入を決めた背景には、三代目七次郎の結婚식을盛大に行いたいという思いがあったからではないでしょうか。菊模様と松葉模様の吸物椀は、その収納箱に年代の墨書こそありませんが、この2通の荷送り状から明治31年10月と11月に購入された可能性が出てきました。

小判型の桶の謎 明治31年の荷送り状には、結婚披露宴の本膳料理と引出物及び購入した品々の領収書もいっしょに綴じられています。そのうち「龍頭五つ 灯四つ」の領収書は、四谷忍町の「桶六 吉見屋六右衛門」が発行したもので、価格は「壺^困円貳拾四銭」、11月10日に「右之通正請取候也」と記されています【写真7】。村野家には、銅製の蛇口を取り付けた龍頭の手桶【写真8】と小判型の桶【写真9】が保管されています。前者は、この領収書にみる「龍頭」と解釈することができます。また、後者は大中小の三重ねがあり、底面

には「明治参拾壹年十一月 天神前 四ツ之内」の墨書が施されています。つまり、当初は四重ねだったので。残る三重ねのうち、大と小の内底には液体によるしみと木肌が円形に剥がれた痕跡が確認できます。領収書の「打燈」を行灯と解せば、桶に水を張り、その中央に燈明を据えて用いたとも考えられるのです。墨書の年月が領収日と一致することをみても、「打燈」はこの小判型の桶を指すのではないのでしょうか。



【写真7】領収書

三代目七次郎の婚礼は盛大なものでした。おそらく、座敷のみならず庭にも大勢の客が見物に訪れたことでしょう。庭に「打燈」を灯し、「龍頭」の手桶で酒を注ぎ入れ、客をもてなしたことがうかがえます。



【写真8】龍頭の手桶



【写真9】小判型の桶

3. 荷送り状と蔵前座敷の建築年

建材の荷送り状 明治31年の8月から9月には、家屋を普請するための建材や石を購入した荷送り状が4通発送されています。村野家では明治28年(1895)に新蔵を建て、さらにその正面に蔵前座敷を増築しましたが、その増築年については不明でした。それが、荷送り状によって解き明かされたのです。

根府川石と檳榔樹の床柱 荷送り状の1通には深川の「伊豆屋 服部本店」より「根ふ川」などを購入、さらにもう1通には「東京上野公園内國商品陳列館事務所」より「檳榔子柱 老本」などを購入した旨が記されています。「根ふ川」は小田原から真鶴地方で産出される根府川石、「檳榔子」は檳榔樹を指します。

東久留米市文化財保護審議会会長の建築史家稲葉和也氏と共に現地を視察したところ、蔵前座敷は敷石が根府川石、床柱が檳榔樹でした。つまり、蔵前座敷の増築は明治31年に行われ、これも同年12月の三代目七次郎の結婚式に備えたものだったのです。

モノ資料と文字資料が出会ったことによる快挙です。

(宮本 八恵子 東久留米市文化財保護審議会委員)

〔編集〕 東久留米市郷土資料室 (教育委員会生涯学習課文化財係)

〒203 - 0033

東京都東久留米市滝山4-3-14 東久留米市わくわく健康プラザ内

電話 042 - 472 - 0051 FAX 042 - 472 - 0057 *無断転載はしないでください。